

食文化分野における顕彰制度に関する調査 委託要項

令和 6 年 2 月 2 9 日

文化庁次長決定

1 趣旨

地方の過疎化や生活様式・嗜好の変化等に伴い、我が国の食文化を取り巻く環境は厳しさを増しており、その保護・継承は喫緊の課題となっている。

当課題の解決に向けた基本方針として、令和 2 年度に文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループがとりまとめた報告書「今後の食文化振興の在り方について」では、「国内における食文化への『気づき』の提供、理解の深化」のため、「食文化の継承・振興に貢献する関係者の顕彰（地方自治体や料理団体等と連携し、地域の食文化を研究する者・担い手団体、食文化の発信・継承に取り組む料理人等を顕彰）」することが提言された。

また、食の顕彰制度を整備することにより、食文化関係者の励みとなり後継者確保に貢献するといった効果や、食文化分野からの重要無形文化財の指定に当たっての判断材料にもなり得ることなども期待される。

このため、我が国における効果・権威のある食文化に関する顕彰制度創設に向けて、国内外の顕彰制度や関係分野についてその詳細な実態を調査・分析するとともに、その結果を踏まえ創設すべき顕彰制度のあり方について構築・提言する。

2 委託業務の内容

別に定める仕様書に基づき、①食分野に関する国内外の顕彰制度等を調査するとともに、②その調査結果を踏まえ、創設すべき顕彰制度のあり方について構築・提言する。

3 委託業務の委託先

2 の委託業務の委託先は、法人格を有する団体とする。

なお、任意団体については、次の①～④を全て満たす団体に限る。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

4 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、予め文化庁の承認を受けなければならない。

8 業務完了（廃止）の報告

団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について検査・調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。